

令和5年 第2回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年2月10日(金)										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前11時00分～午前11時23分										
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 小椋 清美</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">3番 難波 基訓</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">5番 正影 博一</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	3番 難波 基訓	8番 北山 政士	4番 柳井 正信	9番 近藤 克己	5番 正影 博一	10番 川口 肇司		11番 竹下 桂輔
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之										
3番 難波 基訓	8番 北山 政士										
4番 柳井 正信	9番 近藤 克己										
5番 正影 博一	10番 川口 肇司										
	11番 竹下 桂輔										
不応招委員	6番 河中 司										
出席委員数	9名										
欠席委員数	1名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 小椋 正己 (産業観光課 課長) 課長補佐 角田 貴之 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)										

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第3号 農地法第3条の規定による許可後の所有権移転の取り止めについて
日程第5	議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第8号 非農地証明願について
日程第7	議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第8	議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	7番 田淵 智之 8番 北山 政士

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に、7番 田 淵 智之 委員、8番 北山 政士 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。お諮りします。本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の10番から15番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>令和5年第2回2月農業委員会議案2ページをご覧ください。</p> <p>報告、第2号、農地法18条第6項の規定による解約について、でございます。</p> <p>番号10 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 133㎡、他計3筆、3, 916㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号11 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 133㎡、計3筆、3, 916㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号12 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、畑、183㎡、他計2筆、430㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号13 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 641㎡、他計2筆、2, 783㎡、合意解約によるものです。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>番号14 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 068㎡、他計3筆、2, 630㎡、合意解約によるものです。</p> <p>番号15 貸人、●●、借人、●●、土地の所在は、●●、田、1, 344㎡、他計2筆、2, 633㎡、合意解約によるものです。</p> <p>以上、6件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって、報告を終わります。</p> <p>続きまして日程第4、報告第3号、農地法第3条の規定による許可後の</p>

所有権移転の取り止めについて、この報告の1番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案4ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第3条の規定による許可後の所有権移転の取り止めについて

番号1、譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在、●●、田、2, 491㎡、取り止めの理由としまして、譲受人、●●が許可後に死亡し、耕作をすることができなくなったため、所有権移転を取りやめることとなった。

以上、1件でございます。

会長 川口

これをもって、報告を終わります。

日程第5 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の4番から7番までの案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長 小椋

議案5ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

番号4 譲渡人、●●、譲受人 ●●、土地の所在は、●●、田、1, 182㎡、他2筆、1, 556㎡、譲受人の耕作面積は、6, 934㎡、通作距離は14.5km、大型農機具として、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、いずれもリースによるものです、売買によるものです。

番号5 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、畑、183㎡、他計2筆、430㎡、譲受人の耕作面積は3, 136㎡、通作距離は0.2km、売買によるものです。

番号6 譲渡人、●●、譲受人、●●、岡田 恭子、土地の所在は、●●、畑、133㎡、他計6筆、4, 415㎡、譲受人の耕作面積は4, 415㎡、通作距離は4.6km、大型農機具として、トラクター1台、リースでございます、売買によるものです。

6ページをご覧ください。

番号7 譲渡人、●●、譲受人、●●、土地の所在は、●●、田、682㎡、他計2筆、1, 782㎡、譲受人の耕作面積は1, 782㎡、通作距離は0.1km、売買、農地取得下限面積の個別指定されたものでございます。

以上、4件です。

会長 川口

これをもって提案理由の説明を終わります。本件について追加説明を許します。

追加説明なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑無しと認めます。

お諮りします、本件を承認することにご異議ございませんか。

委員

「はい。」

会長 川口

異議なしと認めます。

よって議案7号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は承認することに決定します。

日程第6 議案第8号、非農地証明願について、この議案の5番から8番の案件を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。

事務局長 小椋

議案7ページをご覧ください。

議案第8 非農地証明願について、でございます。

番号5 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は269㎡、現況内容は池沼、申請理由は、30年以上前から耕作不適地であったため、耕作しておらず、農地として使用できないため。

番号6 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は1,820㎡、現況内容は山林で、申請理由は、50年前に植林をし、耕作しておらず、農地として使用できないため。

番号7 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は畑、面積は263㎡、他計3筆、387㎡、現況内容はいずれも宅地で、申請理由は、50年以上前に住宅及び離れを建築し、宅地として利用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。

次ページ8ページをご覧ください。

番号8 申請人、●●、土地の所在は、●●、台帳地目は田、面積は567㎡、現況内容は宅地で、申請理由は、昭和61年に住宅を建築し、宅地として利用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。

以上、4件でございます。

2月1日、非農地証明事務要領によります現地確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。以上です。

<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について追加説明を許します。 追加説明なしと認めます。 お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第8号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の2番の案件を議題とします。事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長 小椋</p>	<p>議案9ページをご覧ください。</p> <p>議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号2 申請人、●●、土地の所在は、●●、田、642㎡、他計5筆、4,997㎡、転用計画の用途及び事由は営農型太陽光発電施設、遊休農地で、営農型太陽光発電施設の設置のため、一時転用を行うもの、また、農地及び下部では、自らがしきびを植え付け、営農を行うものでございます、期間は一時転用、施設の概要は営農型太陽光発電施設、266.4kW、資金計画は●●で、第一種農地及び第二種農地、一時転用の期間は許可日から10年間、●●水利組合、隣地の承諾を得られています。</p> <p>こちらにつきましては、お手元に資料を配布させていただいております。町内では初めての事例ですので、説明をさせていただきます。</p> <p>営農型太陽光発電施設についてという、カラー刷りの横のがあると思いますので、ご覧頂けたらと思います。</p> <p>営農型太陽光発電とはという事で、農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら、上方空間に太陽光発電施設を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを示すというものでございます。</p> <p>この場合、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるというものでございましたけど、具体的な取り扱いの主な内容という事で、転用期間等について、平成30年5月に要件が示されております。</p> <p>この営農型におきましては、通常の3年間の一時転用の期間は10年以内で、10年になるというものでございます。</p> <p>要件としましては、一種農地につきましては認定農業者等担い手が太陽光の下部の農地で営農を行う場合、それから荒廃農地を活用する場合、そ</p>

	<p>れから第二種農地、それから第三種農地を活用する場合ということとなっております。</p> <p>こちらにつきましては、太陽光の下部の農地での営農の適切な継続が確実かどうかを判断することとなっております、おります。</p> <p>で、この一時転用許可につきましては再許可が可能であり、さらに先程申し上げました、年に1回の報告によりまして、農作物の生産等に支障が生じていないかどうかをチェックするということでございます。</p> <p>報告の結果、営農に著しい支障がある場合については、設備を撤去して農地を営農しなくてはならないというものでございます。</p> <p>今回、これらに当てはまっているということで、申請をさせていただいております。以上です。</p>
会長 川口	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、報告をお願いします。農地部会長、8番 北山委員。</p>
北山委員	<p>農地部会の方で先程確認に行っていました。</p> <p>別に問題はないんじゃないかということで、承認を皆さんからいただいております。報告いたします、以上です。</p>
会長 川口	<p>本件について。追加説明を許します。</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
近藤委員	<p>ちょっとよろしいか、鏡野町において営農型の発電設備というのは初めての事ですが、一応国の規準というのはクリアしとると、下部をやるということで、そのどういうのかな、さっき、事務局長が言われようたけど、これ一時転用10年なってますよね、266kWくらいか、これ当然20年の国の売電じゃわな、10年いうんが、そこでまた更新するというものなんじゃろうな、だから毎年見るという事。</p>
会長 川口	<p>毎年見るのは下の営農状況を。</p>
近藤委員	<p>下の状況ね、毎年見るという事で、それをクリアしてなかったら、それを撤去してもらわにゃいけん、事務局長が言われとったけど。</p>
北山委員	<p>まああれじゃな、鏡野町ではまったく初めてじゃし、そうかいうても国の条件は一応クリアしとるからね、条件的に付記するものとか、そういう</p>

	<p>もんをきちっとしたほうがええんじゃないかなと思うから、ちょっと役員会でそういうものをやっぱり協議、基本的にしていった方がええんじゃないかというひとつの提案ですけども。</p> <p>特に、私、場所もよく分かってますので、つい傍に民家もありますんで、その辺ちょっと協議してみてください。</p>
会長 川口	<p>一応またこれで承認するという協議を。</p>
近藤委員	<p>基本的には条件的、今の条件的にはクリアできてますので、やっぱり今後の、その毎年そういうものをチェックというなかでのクリアという、出来なかった場合どうするか。</p>
会長 川口	<p>今の事を踏まえて、おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しますが、条件については役員会にて協議を行い、将来に問題が無いよう、対応していきます。</p> <p>それともうひとつ、前の何年前だったかな、●●氏のとこの家の前で太陽光した時に、その隣地に迷惑をかける、その隣地の範囲いうもんがどんなもんか、隣地の承諾をもらおうという案件なんじゃけど、その辺のこともちょっと、どの範囲で光が当たったりとかなんとかいうことも踏まえたうえで協議、あの時は隣地をもらうということに決まったと思う、隣地の承諾をもらうということになったんですけど、隣接する場合と、何メートル離れた場合というのがあると思うんです。</p> <p>その辺もちょっと考慮して入れていきたいと思います、それでよろしいですか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>日程第8 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 小椋	<p>議案11ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農</p>

	<p>用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>利用権の設定でございます。</p> <p>新規23件、30,132㎡、更新13件、18,087㎡、合計36筆、48,219㎡、以上でございます。</p>
会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>お諮りします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 その他について、その他議事項はありませんか。</p>
主任 山崎	<p>失礼いたします、議案と共にお送りさせていただきました冊子の方についてなんですが、鏡野町の農地等利用の最適化推進に関する指針という事で、今まで農地法の方で、設定が努力義務となっていたんですが、令和5年4月の改正で義務化されましたので、それを踏まえて内容も、県や国の指針にそったものとして策定をされております。</p> <p>詳細につきましては、お読み取りいただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
会長 川口	<p>以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。</p> <p>会議を閉会します。</p> <p>それにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。</p> <p>これにて、令和5年第2回鏡野町農業委員会を閉会します。</p> <p>ありがとうございました。(散会)</p>